

楽天銀行ジョーヌカード会員規約

第1条（会員）

1. 会員とは、楽天銀行株式会社（以下「甲」といいます）所定の「楽天銀行口座取引規定」および「キャッシュカード規定」を承認したうえで普通預金口座を開設し、かつ、本規約および「九州カード会員規約」を承認のうえ、甲および九州カード株式会社（以下「当社」といいます）に対し本カード（次条第1項で定義します）の利用を申し込み、甲および当社が適格と認めた方をいいます。
2. 本カードについては、九州カード会員規約第2条で定める家族カードは発行しないものとします。

第2条（楽天銀行ジョーヌカード）

1. 本カードは、甲および当社が提携し、所定の方法で発行するもので、カード名称は「楽天銀行ジョーヌカード」（以下「本カード」といいます）と称します。
2. 本カードは、甲の普通預金のキャッシュカードとしての機能（キャッシュカード規定に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます）と当社のクレジットカードとしての機能（九州カード会員規約に定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」といいます）を一体化し、双方の機能を1枚のカードで提供するものとします。
3. 甲および当社は、キャッシュカード規定により発行されるキャッシュカードおよび九州カード会員規約により発行されるクレジットカードに代えて、会員に対し本カードを発行し貸与するものとします。
4. 本カードにおけるクレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座（以下「決済口座」といいます）は、会員があらかじめ指定した甲の普通預金口座以外に指定できないものとします。

第3条（カードの発行および交付）

1. 本カードの発行は、甲または当社、あるいは甲または当社が指定する第三者に委託して行うものとします。また、本カードの交付についても甲または当社、あるいは甲または当社が指定する委託先から、会員が甲に届け出た自宅住所あて郵送するものとします。
2. 本カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返却された場合には、甲または当社で所定の期間のみ保管します。この場合、甲または当社にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該本カードは破棄しますので、利用をご希望の場合は、あらためて本カードのお申し込みが必要となります。この場合、新たに本カードが交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については、甲および当社は責任を負わないものとします。

第4条（カードの貸与）

1. 本カードの所有権は甲および当社に帰属するものとし、会員に貸与されるものとします。
2. 甲および当社は会員1名に1枚の本カードを貸与します。
3. 会員は本カードを貸与されたときは、直ちに当該本カード裏面署名欄に自署するものとします。（カードに署名欄がある場合に限る）
4. 本カードは、本カード券面に表示された会員本人以外使用できません。また会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し、管理するものとします。
5. 会員は他人に本カードを貸与、譲渡または質入れする等本カードの占有を第三者に移転させること、

もしくは本カード情報を使用させることは一切できません。

第5条（年会費）

会員は、本カードにかかる年会費の負担はないものとします。ただし、甲および当社が特に必要と認めた場合、会員に通知のうえ当社所定のカード年会費を負担いただく場合があります。

第6条（本カードの取扱）

1. 会員は利用可能な機器において本カードを利用する場合は、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けるものとします。
2. 前項において、会員が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害等については、会員が負担するものとし、また会員は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

第7条（特典および付帯サービス）

1. 甲は会員に対し甲の定めた特典を付与します。特典の内容については、甲ホームページ等に掲載します。
2. 会員は甲の提供する特典・サービスを受ける場合は、甲所定の方法に従うものとします。
3. 甲は会員に事前に通知することなく、特典・サービスの内容を変更または中止する場合があります。

第8条（暗証番号等）

1. 会員は本カードの申込時に、甲に対しキャッシュカード機能の暗証番号、当社に対しクレジットカード機能の暗証番号をそれぞれ届け出るものとします。
2. 会員は、暗証番号について生年月日、電話番号、住所等他人から推測されやすい番号の登録は避け、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 会員は甲および当社所定の方法により各々の暗証番号を変更することができるものとします。ただし、暗証番号の変更に伴い新たにカードが交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については甲および当社は責任を負わないものとします。

第9条（クレジットカード機能の利用停止等と返却）

1. 会員が本規約または「九州カード会員規約」に違反した場合、その他甲または当社が会員として不適格（キャッシュカード規定第14条第4項および同条第5項、九州カード会員規約第22条に該当）と認めた場合は、甲または当社は、何らの通知、催告を要せずしてキャッシュカード機能およびクレジットカード機能の利用停止または利用資格を取り消す（以下「利用停止等」といいます）ことができるものとします。
2. 甲または当社が前項によりキャッシュカード機能とクレジットカード機能の利用停止等を行った場合には、会員は本カードをただちに甲または当社の指示する方法に従い、甲または当社に返却するものとします。それにより会員がカードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については、甲および当社は責任を負わないものとします。
3. 利用停止等の場合には、甲または当社は会員に事前に通知・催告等をすることなく、甲もしくは甲の提携銀行または当社もしくは当社の提携金融機関の現金自動預払機あるいは当社の加盟店等を通じて、本カードを回収することができるものとします。

第10条（カードの紛失・盗難等）

九州カード会員規約第12条（紛失・盗難、偽造）によるほか、以下により取り扱うものとします。

- ①会員は本カードが紛失・盗難・詐欺・横領・偽造等（以下総称して「紛失盗難・偽造」といいます）

にあった場合、速やかにその旨を当社に電話等により通知のうえ、最寄警察署に届出を行うものとします。

②前号のほか、会員は本カードが紛失盗難・偽造にあったときは、別途、甲に連絡のうえ、キャッシュカード規定その他甲所定の方法により届け出るものとします。

③紛失盗難・偽造の通知を甲が受けた場合は、甲はキャッシュカード機能を停止するものとします。また紛失盗難・偽造の通知を当社が受けた場合は、当社はクレジットカード機能を停止するものとします。

④紛失盗難・偽造の通知が甲にあった場合は当社のクレジットカード機能を、当社にあった場合は甲のキャッシュカード機能を、それぞれ停止することができるものとします。

④紛失盗難・偽造により生じた損害の処理については、甲および当社所定の方法により取り扱うものとします。

第 11 条（届出事項の変更）

1. 会員は、住所、氏名、電話番号、勤務先等いっさいの届出事項について変更があった場合には、遅滞なく甲および当社に届出を行うものとします。また会員が届け出た変更事項は甲から当社に連絡することができるものとします。
2. 決済口座の変更はできないものとします。
3. 氏名変更等で新たに本カードを交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、甲および当社は責任を負わないものとします。
4. 第 1 項の届出がないために甲または当社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には通常到達すべきときに会員に到着したものとみなします。

第 12 条（本カードの有効期限）

1. 本カードにはキャッシュカード機能およびクレジットカード機能に共通の有効期限があります。有効期限経過後は、本カードによるキャッシュカード機能およびクレジットカード機能のご利用はできなくなります。
2. 有効期限到来時に甲および当社が引き続き会員として適当と認めた場合は、有効期限を更新した新しい本カードを会員が甲に届け出た自宅住所あてに郵送するものとします。ただし、甲と当社との本カードにかかる提携が終了した場合はこの限りではないものとします。
3. 当社の定める一定期間において 1 度も本カードによるクレジット利用実績がない場合は、カードの更新を行わず会員資格を喪失させることができるものとします。

第 13 条（再発行手数料）

甲および当社が本カードを再発行する場合、本会員は甲または当社に対し所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第 14 条（規定・規約の適用）

本規約に定めがない場合は、本カードのキャッシュカード機能については楽天銀行口座取引規定およびキャッシュカード規定を、クレジットカード機能については九州カード会員規約をそれぞれ適用するものとします。

第 15 条（本規約の変更等）

1. 本規約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合に

は、下記のいずれかの方法により変更できるものとします。

- ①甲が変更内容をホームページ掲載その他相当の方法で公表すること。この場合、その変更内容は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
 - ②変更内容を甲または当社から通知すること、もしくは新規約を送付すること。この場合、その変更内容は、変更内容を甲または当社から通知した後、もしくは新規約を送付した後に本カードを利用したときに会員が承認したものとみなし、その変更内容は通知後の本カード利用日から適用されるものとします。
2. 本規約の変更等を前項第1号および第2号双方により行う場合、その変更内容は、1ヶ月以上の相当期間経過日または通知後の本カード利用日のいずれか先に到来した日から適用されるものとします。

(2010年5月)

個人情報の取扱に関する同意条項に係る特約

(楽天銀行と九州カードとの個人情報の相互提供についてご同意いただく特約)

第1条 (楽天銀行から九州カードに提供する個人情報)

(1)会員等は、楽天銀行株式会社(以下「甲」といいます)が保護措置を講じた上で、会員等の個人情報を九州カード株式会社(以下「当社」といいます)に提供し、当社が下記の目的で利用することに同意します。

[利用目的]

- ① 甲および当社が提携して行う楽天銀行ジョーヌカード(以下「本カード」といいます)の円滑な発行およびサービスの提供のため
- ②当社との取引(クレジットカードの申込を含みます)の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービスの提供のため
- ③当社のクレジットカード関連事業(キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ)における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスのため
- ④当社のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発のため
- ⑤当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業活動のため
- ⑥当社のクレジットカード加盟店等の営業活動に関する宣伝物・印刷物の送付のため
- ⑦甲の銀行業務に関する宣伝物・印刷物の送付のため

[情報の範囲]

- ①氏名・住所・送付先等の情報
- ②本カードに関する紛失・盗難・偽造等の情報

上記[利用目的]③、④、⑤、⑥、⑦の目的で当該情報を利用している場合であっても、当社に対しその中止を申し出ることができます。ただし、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。中止の申出は「個人情報の取扱に関する同意条項」第10条第1項記載の連絡先に行うものとします。

(2)また会員等は、甲が保護措置を講じた上で、会員等の誤操作によるキャッシングサービス（クレジット機能）によって生じたキャッシング利息の減免を目的として、下記情報を当社に提供し、当社が利用することに同意します。

〔情報の範囲〕

当該利息発生時の会員等の当該普通預金口座の預金残高情報等

第2条（九州カードから楽天銀行に提供する個人情報）

会員等は、当社が保護措置を講じた上で、会員等の下記個人情報を甲に提供し、甲が下記の目的で利用することに同意します。

〔利用目的〕

- ① 甲および当社が提携して行う本カードの円滑な発行およびサービスの提供のため
- ② 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ③ 融資のお申込や継続的なご利用に際しての判断のため
- ④ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケート等の実施による甲の商品・サービスの研究・開発を行うため
- ⑤ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑥ 関連会社や提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑦ 本カードのお取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑧ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- ⑨ 甲のポイントサービスの提供のため

〔情報の範囲〕

- ① 九州カード会員規約等に基づき当社に届出のあった情報もしくは会員等が当社に提出する書類等に記載されている情報
- ② 本カードの申込により発行されるカードの番号・有効期限および変更後のカード番号・有効期限
- ③ 本カードに関する紛失・盗難・偽造等の情報
- ④ カード会員番号が無効となった事実（ただし、その理由は除く）
- ⑤ カード会員資格の喪失（ただし、その理由は除く）
- ⑥ 本カード申込に対する審査の結果（ただし、その理由は除く）
- ⑦ 会員の本カードのご利用に関する、利用日、利用金額、利用店名、商品名等のご利用状況、契約内容に関する情報

第3条（個人情報の取扱に関する同意条項との関係）

本特約は「個人情報の取扱に関する同意条項」に関する特約であり、異なる定めがある場合は本特約を優先するものとします。

（2010年5月）